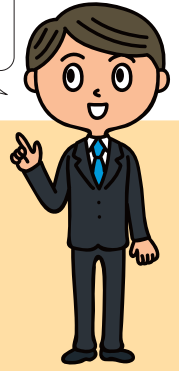


その他ご不明な点は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。



建設系機構・公社等職員 賠償責任保険制度

Q&A

Q1 裁判で勝訴した場合でも負担すべき費用が発生しますか？

A1 法律で定められている訴訟費用（裁判の申立手数料、証人の日当・旅費等）は、民事訴訟法により、基本的には敗訴した者が負担することと定められています。ただし、ここでいう訴訟費用には、裁判を行うのに全ての費用を含むわけではありません。例えば、弁護士報酬は、原則として訴訟費用には含まれず、裁判の勝ち負けにかかわらず必要となる場合があります。

Q2 業務上過失致死傷罪など過失犯を問われた場合は、保険の対象となりますか？

A2 建設系機構・公社等職員 賠償責任保険は、業務上過失致死罪など刑事訴訟に基づく弁護士費用または訴訟費用について、無罪が確定した際には弁護士費用または訴訟費用も補償の対象となります。また、刑事訴訟と併行して、民事訴訟を提起された場合は、当該訴訟が故意に行った行為に起因するものではない限り、民事訴訟に係る争訟費用（P5参照）及び敗訴した場合の法律上の損害賠償金（P5参照）等についても、補償の対象となります。

Q3 和解は補償の対象となりますか？また、民事訴訟を提起すると住民から言われた際に、住民と示談で解決したが、その際に支出した和解金は補償の対象となりますか？

A3 訴訟提起後、裁判所の勧告による「和解」は補償の対象となります。ただし、訴訟提起されていない当事者間での「示談」の場合は、内容証明等の書面により損害賠償を求められたことが明らかな場合であって、かつ、示談や和解に先だって、引受保険会社（東京海上日動火災保険㈱）が必要かつ妥当と認めた場合に限り、補償の対象となります。

Q4 退職後に訴訟が提起された場合、補償の対象となりますか？

A4 退職等（自己都合退職含む）により、機構・公社等の職員でなくなった場合に、その時に加入していた保険の保険期間の末日から5年以内に、機構・公社等の職員としての職務につき行った行為に起因する請求等この退職の特則が適用される所定の請求がなされた場合は、退職時に加入していた保険の保険期間の末日になされたものとみなして補償の対象となります。ただし、その保険期間中に被保険者でなくなった場合は、対象外となります。

Q5 保険加入日前に行った行為に起因する損害賠償請求も補償の対象となりますか？

A5 初年度契約の保険期間の初日より前に行われた行為に起因して保険期間中に提起された一連の請求も補償の対象となります。また、加入日からの遡及期間の制限もありません。ただし、「この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の請求」、「この保険契約の保険期間の初日において請求がなされるおそれがあることを被保険者が知っていた場合」など免責事項に該当する場合は、補償の対象外です。

Q6 住民訴訟により被保険者が不当利得返還請求を受けた場合に、当該不当利得返還金も補償の対象となりますか？

A6 不当利得返還金そのものは補償の対象とはなりません。ただし、不当利得返還請求に係る争訟費用（弁護士報酬など）は補償の対象となります。